## 第23回

# 富士さんへ謹賀新年 ~富士山あて年賀状~

美しい富士山を守り、未来へ引き継いでいくために。 富士山当ての年賀状を世界中から募集します。

### 募集期間

令和7年11月14日(金)~ 令和8年1月16日(金) 必着

#### 応募規程

- ・年賀状として創作されていること。(新年を祝う気持ちが表されている等)
- ・富士山のイラストと富士山へのメッセージが書き添えられていること。
- ・応募作品は<u>一人1点</u>のみ。
- ・郵便はがき、または同サイズ(100mm×148mm)の用紙を使用すること。
- ・画材や画法は自由。展示することを想定し平面な作品に限る。
- ・写真や既製のイラストの使用は不可。応募者本人が著作権を有し、未公開のデザインに限る。
- ・はがきのあて名面に以下の応募者情報を明記すること。 ①氏名②年齢(学校名/学年)③住所④TEL⑤募集を知ったきっかけ 注)作品面は氏名や住所など個人を特定出来る情報は記入しないでください。



入選200点を選出し、その中から入賞作品20点(最優秀賞、優秀賞、審査員長賞、 審査員特別賞、企画力賞、表現力賞、メッセージ賞)を決定します。



2月中旬に富士山ボランティアセンターのホームページで入賞作品を発表します。 また、入賞及び入選者へは、賞品・記念品の発送をもって通知します。 ※選外の方へは通知しません。

応募先問い合わせ

〒401-0301

山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-1(山梨県立富士山世界遺産センター北館内) 富士山ボランティアセンター「富士さんへ謹賀新年」係

TEL:0555-20-9229

URL:https://www.yamanashi-kankou.jp/volunteer/

SNS:https://www.instagram.com/fujisanvolunteercenter/





ln In

#### 選考方法

一次審査において、年代別の応募数を参考に選出数を決定し、応募規定を満たした作品の中から 入選作品200点を選出します。

最終審査において、一次審査で選出された200点の中から20点の入賞作品を決定します。 【年代別3部門】小学生以下の部(低学年以下・高学年)、中学生・高校生の部、一般の部

#### 賞 詳 細

最優秀賞 10,000円分商品券、記念品 優秀賞 5,000円分商品券、記念品 審査員長賞 5,000円分商品券、記念品 審査員特別賞 2,000円分商品券、記念品

企画力賞 1,000円分商品券、記念品(斬新且つ独創的、趣向をこらした作品)

表現力賞 1,000円分商品券、記念品(美術的に優れている作品)

メッセージ賞 1,000円分商品券、記念品(富士山への熱い思いや個人的な思い入れが書かれた作品)

#### 作品の取扱い

- ・入賞及び入選作品の著作権は、富士山憲章山梨県推進会議に帰属します。(SNS投稿などにも使用)
- ・入賞及び入選作品は返却しません。
- ・入賞及び入選作品は、巡回展が終了したのち、富士山ボランティアセンターにて保管します。

#### 注意事項

- ・応募者の個人情報については、本応募に関わること以外の目的で使用しません。
- ・受賞作品の発表及び入賞・入選作品展等において、当該作品の応募者氏名と居住都道府県を公表します。
- ・応募規定に反する作品は審査対象となりません。
- ・応募者の年齢(学年)が記載されていない作品は、一般の部にて審査します。
- ・作品面に氏名、住所など個人が特定できる情報は記載しないでください。

# 昨 年 度 最優秀作品



小学生以下の部



中学生・高校生の部



一般の部

#### 富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。

この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。

富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。 今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、山梨・静岡両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 一 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 一 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 一 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 一 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 一 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末永く継承しよう。

平成10年11月18日 山梨県 静岡県